



©宮城県・旭プロダクション



セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報紙です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

事事故事例から学ぶ安全運転 テーマ「薄暗くて前がよく見えない」

【事故概要】

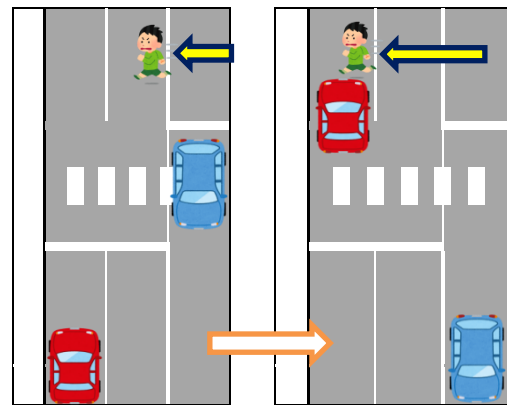
夕暮れ時、直線道路を進行中、横断歩道外で道路を横断した子どもの発見が遅れ、衝突したものの。

ドライバー語録

「日が暮れて薄暗くなり、周りが見づらい状態になっていました…。」

「この先に、横断歩道があることは分かっていたので注意していましたが、横断歩道には渡る人がいなかった…。」

「横断歩道を通過した次の瞬間、突然、目の前に子どもの姿が見えたので慌ててブレーキを踏んだのですが…。」



薄暗くなる前に「早めのライト点灯を！」

夏場の濃緑シーズンから、紅葉へと景色が変わるにつれて、日没の時刻も早まってきます。

いつもどおりの走り慣れた道路でも、これからの季節は、日に日に暗くなる時刻が早くなり、車の運転にも様々な影響を及ぼします。夕暮れ時は、ドライバー側だけでなく、歩行者側も同じように視認性が低下するため、車や歩行者の発見が遅れたりするなど、お互いに見えづらい状況になります。

ドライバーの皆さん、自分の車の存在を周囲に知らせるためにも「早めのライト点灯」を心掛けましょう。



右から左へ横断する歩行者に注意！

また、夕暮れ時は通勤通学時間帯と重なり、交通量が増えるため、渋滞が発生しやすくなります。

渋滞時には、死角からの歩行者の急な飛び出しなど、予期しない危険が色々と潜んでいます。

帰宅を急ぐあまり、信号の変わり目で無理に交差点に進入する車や、交差点付近や横断歩道外で乱横断する歩行者がいるかもしれません。

薄暗い中では、特に「運転席から見て右から左へ横断する歩行者」を見落としやすくなりますので、安全な速度で、より慎重な運転に努めて交通事故を防ぎましょう。

令和4年度 夕暮れ時の交通事故防止運動

◎運動期間

令和4年10月1日（土）から令和5年1月31日（火）まで

☆運動の重点☆

- ・ 早めのライト点灯の推進
- ・ ライトはハイビームが基本の周知徹底
- ・ 反射材やLEDライトの活用徹底
- ・ 高齢者の交通事故防止

★ドライバーのみなさんへ

- 早めのライト点灯を励行しましょう。
- ライトはハイビームが基本です。対向車がある場合等状況に応じてこまめにライトを切り替えましょう。
- 夕暮れ時は周囲が見えにくくなるので、スピードを抑え、横断歩行者等を早期に発見しましょう。
- 周囲が暗くなると、運転席から見て右から左へ横断する歩行者を見落としやすいことに気をつけましょう。

★歩行者・自転車利用者のみなさんへ

- 交差点や道路横断時の安全確認を徹底し、道路を横断する際は信号に従い、横断歩道等を通行しましょう。
- 道路横断時は、特に横断後半は左側から来る車をもう一度確認しましょう。
- 夜間は明るい目立つ色の服を着用し、反射材やLEDライトを有効に活用するとともに、自転車は早めのライト点灯を励行し、車体側面にも反射材を取り付けましょう。

◎ 夕暮れ時の事故防止「ラ・ラ・ラ運動」 ◎

- ライトオン ~ Light on ~ (早めのライト点灯)
- ライトアップ ~ Light up ~ (目立つ装備・服装)
- ライトケアフル ~ Right careful ~ (右側注意)

交通事故に遭われた方々へ

交通事故に関する無料相談を毎日行っております。(土日・祝日を除く)。ご家族や知人などで、交通事故のことでお困りの方などにもご紹介ください。※令和4年4月から窓口の一部変更があります。

窓口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
交通事故相談窓口	相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。） ※弁護士法律相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）	
県庁交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日
大河原地方振興事務所県民サービスセンター	0224-53-3111 内線241	4月・7月・10月・1月の第3金曜日
北部地方振興事務所県民サービスセンター (※リモート相談のみ、要予約)	0229-91-0701 内線216	毎月第2・第4金曜日のリモート相談のみ
北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-22-2111 内線280	6月・9月・12月・3月の第3木曜日
東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-6111 内線294	5月・8月・11月・2月の第3火曜日
東部地方振興事務所県民サービスセンター (※リモート相談のみ、要予約)	0225-95-1411 内線3040	毎月第2・第4金曜日のリモート相談のみ
気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター (※リモート相談のみ、要予約)	0226-24-3186	毎月第2・第4金曜日のリモート相談のみ